

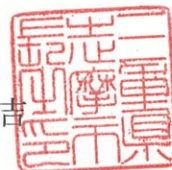


志摩市告示第 125 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

三重近鉄タクシー株式会社 鳥羽・志摩営業所

三重県志摩市阿児町鵜方字野田 2573 番地 2

2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

路線バス安乗線代替交通利用料

3 履行期間

令和 8 年 6 月 7 日から令和 9 年 3 月 31 日まで